

# 瑞穂町国土強靱化地域計画

## 【基本計画編】

～「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な瑞穂町の創生～

令和4年3月

瑞 穂 町



# 瑞穂町国土強靱化地域計画

## 【基本計画編】



瑞穂町公式キャラクターみずほまる

### 目次

第1章 総論	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の構成	2
5 SDGs との関係	3
第2章 町の地域特性	4
1 自然的特性	4
2 社会的特性	5
3 災害の想定	7
第3章 基本目標	10
1 基本目標	10
2 事前に備えるべき目標	10
第4章 リスクシナリオと脆弱性評価	11
1 リスクシナリオの設定	11
2 施策分野の設定	12
3 脆弱性評価	13
第5章 推進方針	14
【事前に備えるべき目標 1】	
直接死を最大限防ぐ。	15
【事前に備えるべき目標 2】	
救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康および避難生活環境を確実に確保する。	30
【事前に備えるべき目標 3】	
必要不可欠な行政機能を確保する。	39
【事前に備えるべき目標 4】	
必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する。	41
【事前に備えるべき目標 5】	
大規模自然災害発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。	42

【事前に備えるべき目標 6】	
生活・経済活動に必要なライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。 ……	43
【事前に備えるべき目標 7】	
制御不能な複合災害および二次災害を発生させない。 ……	45
【事前に備えるべき目標 8】	
社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。 ……	49
分野ごとの施策一覧 ……	57
第6章 計画の推進および進捗管理 ……	59
1 計画の推進体制 ……	59
2 進捗管理 ……	59

# 第1章 総論

## 1 計画策定の趣旨

国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害等が発生しても国民の生命、身体および財産を保護し、国民生活および国民経済を守り、強くしなやかな国民生活の実現をはかる国土強靱化の取組を推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現をはかるための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行しました。

また、平成26年6月に、基本法に基づき国土の強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を策定しました。さらに、平成30年12月14日に近年の災害教訓および社会経済情勢の変化を踏まえ、国基本計画を見直しています。

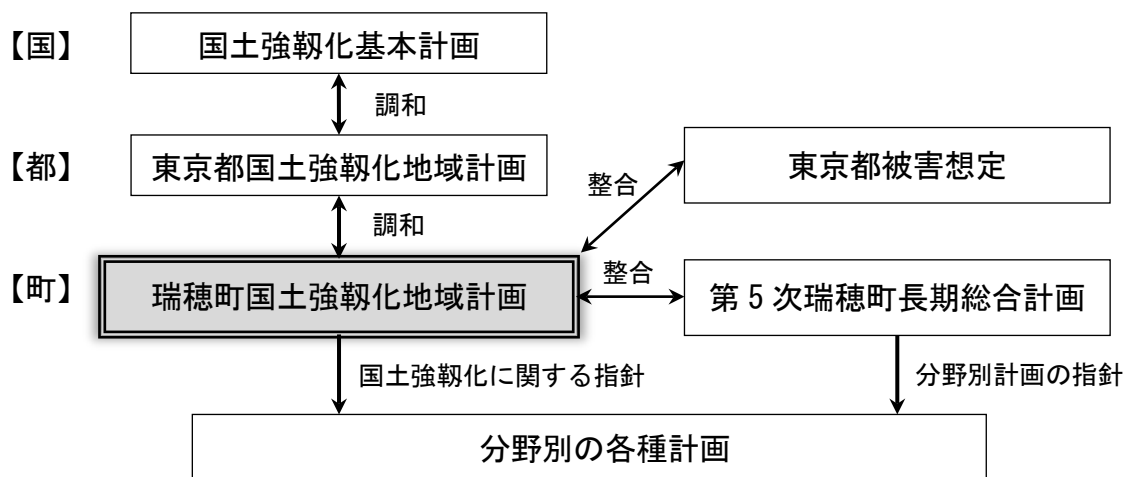
東京都においても、平成28年1月に「東京都国土強靱化地域計画」（以下「都地域計画」という。）を策定し、強靱な国づくりに向けた取組を進めています。

このような状況を踏まえ、瑞穂町において、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らない、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進するため、「瑞穂町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2 計画の位置づけ

国基本計画は、基本法において他の計画等の指針となるべきものであり、国土強靱化に関しては、他の計画等の上位計画に位置づけるとされています。

本計画においても、国の基本計画および都地域計画と調和をはかりつつ、東京都被害想定や町のまちづくりの基本的な指針である第5次瑞穂町長期総合計画と整合をはかりながら、国土強靱化に関する町の指針を示す計画として位置づけます。



《計画の位置づけ》

### 3 計画の期間

本計画は、第5次瑞穂町長期総合計画（基本構想）と整合をはかり、令和4年度から令和12年度までを計画の期間とします。

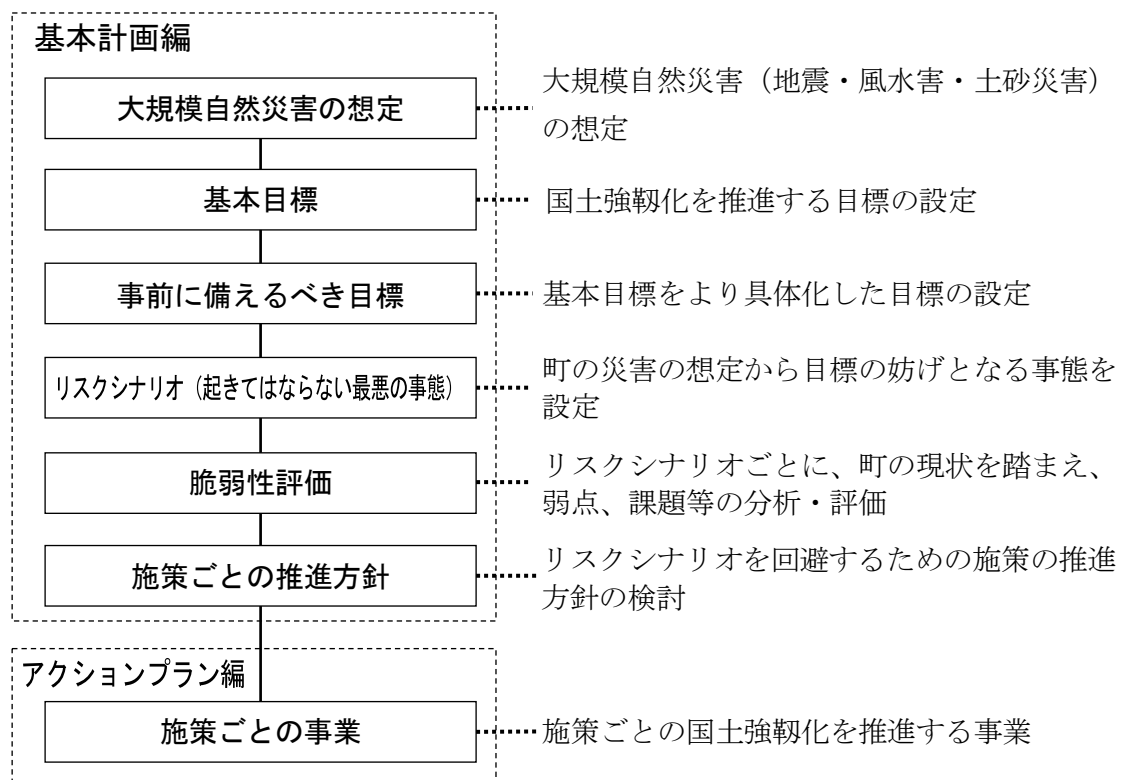
なお、その間、第5次瑞穂町長期総合計画（基本計画）の前期5年間の終了等にあわせ、見直しを行います。

### 4 計画の構成

本計画は、「基本計画編」および「アクションプラン編」の2編で構成します。

基本計画編では、基本目標および具体的な事前に備えるべき目標を設定し、その目標を妨げるリスクをリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）として設定します。次に、リスクシナリオを前提として、施策ごとの現状分析である脆弱性評価を行い、推進方針を定めています。

アクションプラン編では、推進方針に基づき、施策ごとに事業を位置づけています。



《計画の構成》

## 5 SDGs との関係

### (1) SDGs とは

SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）とは、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標のことで、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択されました。

この目標は、17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

### (2) 国土強靱化と SDGs との関係

国は、SDGs の 17 のゴール・169 のターゲットに示される多様な項目の追及が、日本の各地域における諸課題の解決に貢献するとしています。そのため、これらの中から取捨選択し、各地域の実情にあわせて、目標達成に取り組んでいく事が必要となります。

町は、第 5 次瑞穂町長期総合計画で掲げた将来都市像の達成に向けて、SDGs の視点と第 5 次瑞穂町長期総合計画の施策を一体的に取り組むこととしています。

そこで、本計画においても、SDGs の理念と考え方を取り入れながら、持続可能な社会の実現を目指した取組を推進します。



《SDGs の 17 のゴール》

## 第2章 町の地域特性

### 1 自然的特性

#### (1) 位置

町は、東京都の北西に位置し、東西約 5.8km、南北約 6.1km の逆三角形の町域を有し、面積は約 16.85km<sup>2</sup>です。

町は、東は武蔵村山市および埼玉県所沢市、西は青梅市および羽村市、南は福生市、北は埼玉県入間市と接しています。

南には、在日米軍が駐留し航空自衛隊が駐屯する横田基地があります。

#### (2) 地形

町域は、武蔵野台地と丘陵地からなります。武蔵野台地は、かつての多摩川が形成した扇状地で、青梅市を扇頂とし、北西は入間川、北東は荒川、南は多摩川まで広がっています。

町の東側には、周囲を平坦面に囲まれた東西に長い紡錘形の丘陵地（狭山丘陵）があります。この丘陵は、周囲の段丘面より更に形成年代が古く、多摩面と呼ばれています。丘陵の稜線は、標高約 160～190m で、南に向かって狭小な谷が樹枝状に発達し、崖地を形成しています。

#### (3) 地質

町の地盤は、上総層群（第三紀鮮新世から第四紀更新世）を基盤とし、かつての多摩川が運搬・堆積させた砂礫層の上に各ローム層が載っています。上総層群は、一般に浅海～汽水成の砂岩・泥岩からなり、狭山丘陵より西側では礫質となっています。

狭山丘陵は、中期更新世初頭（60～70 万年前）に形成された地形面で、かつて多摩丘陵等と連続していたと考えられています。基盤である上総層群の上に丘陵の原面をなす扇状地堆積物の芋窪礫層が厚さ数 m で載り、その上を厚く多摩ローム層が覆っています。丘陵を刻む谷は、基盤の上総層群まで掘り込んでいます。

#### (4) 断層

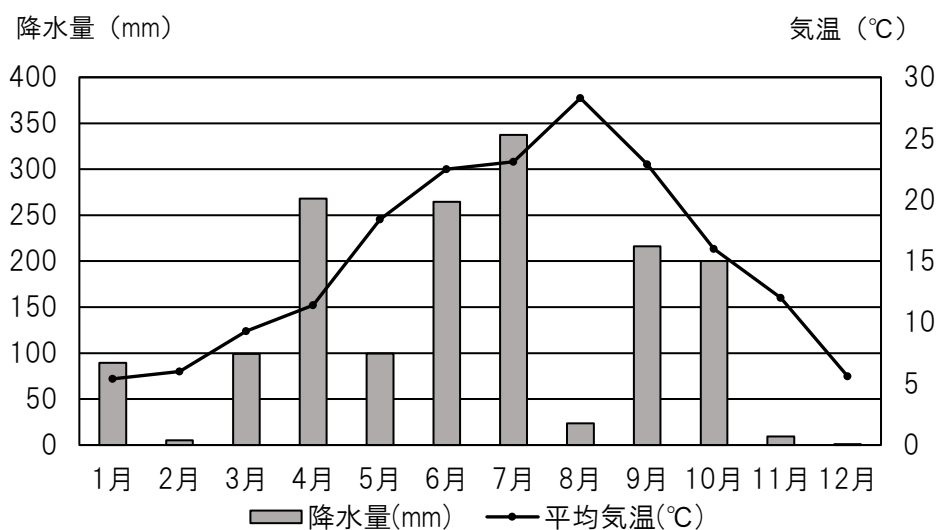
町の中央部には、北西から南東にかけて立川断層帯が走っています。立川断層帯は、青梅市小曾木地区を境として北西側の名栗断層と南東側の立川断層から構成され、長さは約 33km です。

立川断層帯が活動した場合、予想される地震の規模は、マグニチュード 7.4 程度とされています。



## (5) 気候

町の気候は、比較的温暖です。令和2年の平均気温は15.1℃、降水量は年間1,613mmとなっています。



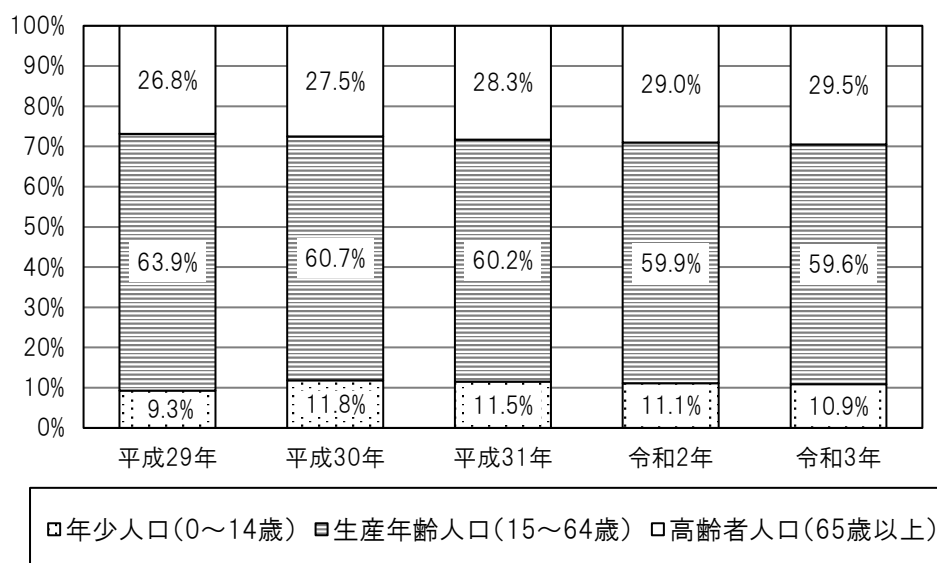
《気温と降水量の変化（令和2年）》

## 2 社会的特性

### (1) 人口

町の人口は、令和3年4月1日現在、32,458人、15,055世帯で、1世帯当たりの人口は、2.2人となっています。

年齢別人口は、年少人口（14歳以下）が10.9%、生産年齢人口（15歳以上64歳以下）が59.6%、老年人口（65歳以上）が29.5%となっています。



《年齢別人口の割合の推移》 出典：住民基本台帳（各年1月1日現在）

## (2) 道路

町は、江戸時代には江戸と甲府を結ぶ青梅街道と、八王子と日光を結ぶ日光脇往還の両街道が通り、箱根ヶ崎には宿場が置かれ、古くからの交通の要衝でした。

現在でも、箱根ヶ崎は、青梅街道（都道5号）と東京環状（国道16号）が交差しているほか、青梅街道のバイパス路線である新青梅街道（都道5号）の終点となっている等、首都圏の道路交通上、重要な位置を占めています。

## (3) 鉄道およびバス

町には、八王子と高崎を結節する JR 八高線が通じています。箱根ヶ崎駅の1日平均の乗車人数は、令和2年度では3,258人となっています。

町内の路線バスは、都営バス、立川バスおよび西武バスにより運行され、JR 箱根ヶ崎駅を中心に入間、小平、福生、昭島、羽村、青梅および立川方面と結節しています。

## (4) 都市づくり

町は、住民が安全で快適な環境の中で生活できるよう、都市基盤整備をすすめています。現在、箱根ヶ崎駅西土地地区画整理事業および殿ヶ谷土地地区画整理事業が事業認可を受け、施行中です。栗原地区は、事業認可に向けて準備中となっています。

また、町の東部には、狭山丘陵が広がり、都立狭山自然公園・首都圏近郊緑地保全区域・都立野山北・六道山公園に指定されています。北西に広がる平地林および屋敷林は、「みどりの保存制度」により保存指定がすすめられ、農地は農業振興地域として確保されています。

町には、合計56か所の公園・緑地が整備され、その面積は17.173haで、住民1人当たりの面積は約5.6㎡となっています。

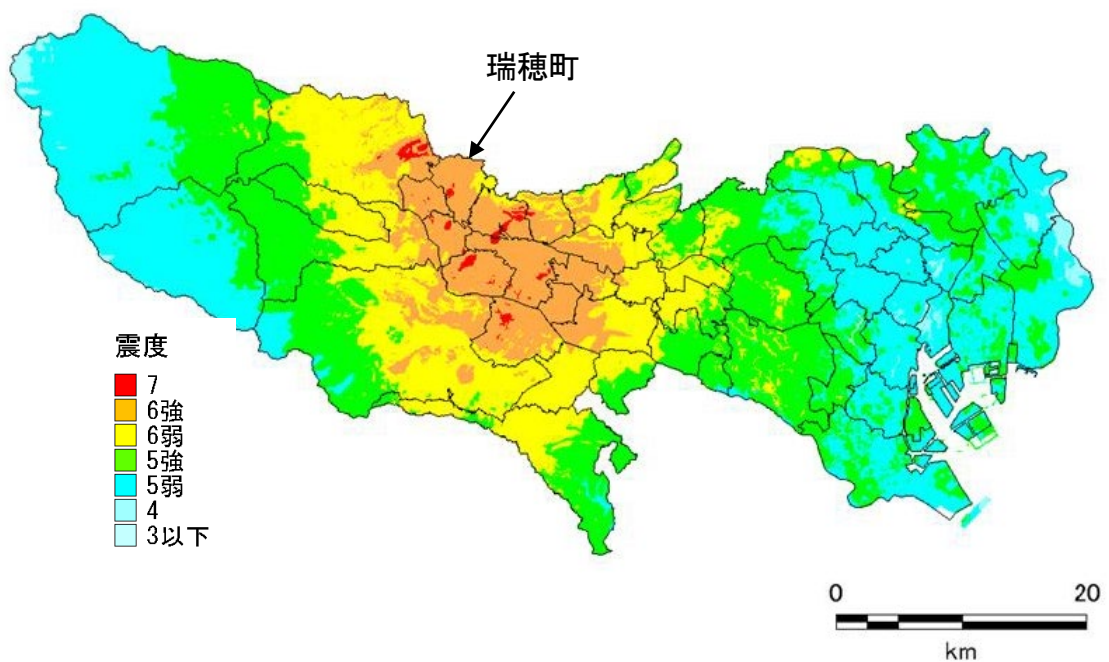
### 3 災害の想定

#### (1) 地震

本計画では、地震による災害リスクとして、町に最も大きな影響をおよぼすと推定される立川断層帯地震（マグニチュード7.4）を想定します。

立川断層帯地震が発生した場合、町のほぼ全域で震度6強のゆれが予測され、一部では震度7のゆれが予測されます。液状化の危険度は、ほとんどの地域で「極めて低い」と予測されています。

建物の全壊は467棟、死者は最大36人、負傷者は最大310人となることが予測されています。



出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日 東京都防災会議）

《立川断層帯地震による震度分布》

《立川断層帯地震による被害想定》

発生条件・時刻		冬の朝 5 時		冬の昼 12 時		冬の夕方 18 時		
風速 (m/秒)		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	
原因別建物 全壊数 (棟)	計	467	467	467	467	467	467	
	ゆれ	467	467	467	467	467	467	
	液状化	0	0	0	0	0	0	
	急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0	
原因別建物 半壊数 (棟)	計	1,003	1,003	1,003	1,003	1,003	1,003	
	ゆれ	1,002	1,002	1,002	1,002	1,002	1,002	
	液状化	1	1	1	1	1	1	
	急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0	
うち原因別 建物大規模 半壊数 (棟)	計	216	216	216	216	216	216	
	ゆれ	215	215	215	215	215	215	
	液状化	0	0	0	0	0	0	
	急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0	
火災	出火件数 (件)	2	2	3	3	4	4	
	焼失棟数 (棟)	倒壊建物を含む。	190	197	453	468	739	756
		倒壊建物を含まない。	183	189	436	452	712	738
人的被害	死者数 (人)	計	30	30	23	24	36	36
		ゆれ建物被害	25	25	12	12	18	18
		屋内収容物	1	1	1	1	1	1
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0
		火災	4	4	10	11	16	17
		ブロック塀等	0	0	0	0	0	0
		屋外落下物	0	0	0	0	0	0
	負傷者 (うち 重傷者数)	計	284(37)	285(37)	309(41)	309(41)	308(44)	310(45)
		ゆれ建物被害	256(30)	256(30)	267(30)	267(30)	252(29)	252(29)
		屋内収容物	19(4)	19(4)	19(4)	19(4)	18(4)	18(4)
		急傾斜地崩壊	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
		火災	6(2)	6(2)	14(4)	15(4)	27(8)	30(8)
		ブロック塀等	2(1)	2(1)	9(4)	9(4)	10(4)	10(4)
屋外落下物	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)		
要配慮者	死者数 (人)	16	16	13	13	19	20	
避難者	発生数 (人)	5,689	5,703	6,256	6,290	6,873	6,931	
帰宅困難者数 (人)		-	-	2,405	2,405	2,405	2,405	
都内滞留者数 (人)		-	-	34,433	34,433	34,433	34,433	
閉じ込めにつながり得るエレベータ停止台数 (台)		16	16	16	16	17	17	
自力脱出困難者数 (人)		129	129	128	128	124	124	
震災廃棄物 (万トン)		12	12	13	13	13	13	
ライフライン被害	電力 (停電率・%)	7.6	7.7	9.1	9.2	10.7	10.8	
	通信 (不通率・%)	1.5	1.4	3.0	3.1	4.8	4.9	
	上水道 (断水率・%)	33.4	33.4	33.4	33.4	33.4	33.4	
	下水道 (下水道管きよ被害率・%)	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	
	ガス (供給停止率・%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

※1 小数点以下の四捨五入により、合計が合わないことがある。

※2 出火件数は、住民による初期消火後の出火件数である。

※3 屋内収容物による人的被害は、参考値である。

出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日 東京都防災会議）

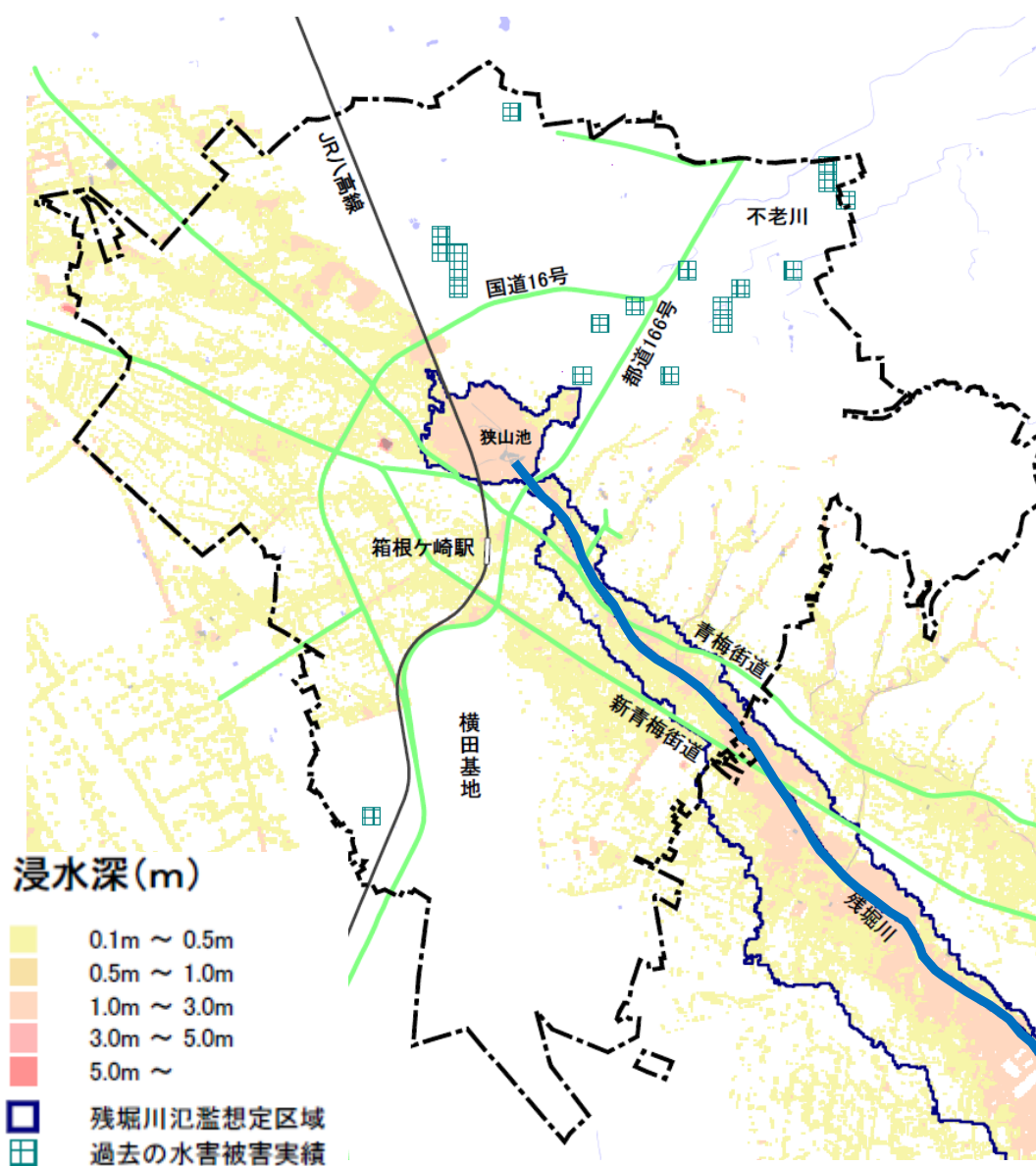
## (2) 風水害

風水害は、梅雨前線、台風等により発生しています。かつては、残堀川からの溢水による浸水がみられましたが、近年は、多くの地区で内水氾濫による被害が増加しています。

令和元年10月12日の台風19号では、大雨特別警報が発表され、道路冠水等が発生しました。

町では、東京都が調査した残堀川の浸水予想および水害被害の実績、東京都が指定した土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域をもとに、防災ハザードマップを作成し、これらの区域を公表しています。

本計画では、この防災ハザードマップに示された風水害および土砂災害の発生を、風水害の災害リスクとして想定します。



《残堀川浸水予想区域および水害被害実績》

# 第3章 基本目標

## 1 基本目標

国土強靱化地域計画は、基本法第14条で、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されています。

これを踏まえ、本計画の策定に当たっては、国基本計画および都地域計画との調和をはかり、次の基本目標を定め、強靱化を推進することとします。

いかなる災害等が発生しようとも、

- 1 人命の保護が最大限はかれること。
- 2 町および地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- 3 住民の財産および公共施設に係る被害を最小化すること。
- 4 迅速な復旧復興を行うこと。

## 2 事前に備えるべき目標

4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定して、より具体化し達成すべき目標として、次の8つの「事前に備えるべき目標」を設定しました。

- 1 直接死を最大限防ぐ。
- 2 救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康および避難生活環境を確実に確保する。
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する。
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する。
- 5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。
- 6 生活・経済活動に必要なライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- 7 制御不能な複合災害および二次災害を発生させない。
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

# 第4章 リスクシナリオと脆弱性評価

## 1 リスクシナリオの設定

町に甚大な影響をおよぼす可能性がある大規模自然災害を、本計画の災害リスクの対象とします。具体的には、第2章で示した地震および風水害となります。

この大規模自然災害によって引き起こされることが想定され、事前に備えるべき目標の妨げとなる事態を、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）といたします。

本計画では、国基本計画、都地域計画の45の最悪の事態を参考にしつつ、町の地域特性および本計画が想定する災害リスクを踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」に対して、28の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定しました。

《事前に備えるべき目標およびリスクシナリオ》

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	直接死を最大限防ぐ。	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生
		1-3	土砂災害による多数の死傷者の発生および低地での長期的な浸水
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康および避難生活環境を確実に確保する。	2-1	被災地での食料、飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	医療施設および関係者の絶対的不足・被災並びに支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する。	3-1	町職員、施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する。	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等による災害情報の伝達機能低下
5	大規模自然災害発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
		5-3	食料等の安定供給の停滞

6	生活・経済活動に必要なライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。	6-1	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-2	下水道施設等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークの機能低下
7	制御不能な複合災害および二次災害を発生させない。	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線および沿道の建物崩壊による直接的な被害および交通麻痺
		7-3	工業地域での毒劇物の流出および漏洩
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の遅延
		8-2	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興の遅延
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティ崩壊等による有形・無形の文化の喪失
		8-4	後世に残すべき町の産業および町の経済を支える主要産業の被災
		8-5	自然環境等の被災による観光客等の死傷者の発生

## 2 施策分野の設定

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するために、必要な施策分野として、7つの施策分野を設定しました。

この施策分野は、第5次瑞穂町長期総合計画との整合をはかるために、第5次瑞穂町長期総合計画の基本目標と同じものとししました。

施策分野	長期総合計画の基本目標
1 健康・福祉	「誰もが健康ですこやかに暮らせるまち」
2 教育	「子どもたちがのびのびと育つまち」
3 文化・交流	「豊かなところを育むまち」
4 産業	「つながりと活力にあふれるまち」
5 環境・安全安心	「環境にやさしい安全・安心なまち」
6 まちづくり	「便利で快適に暮らせるまち」
7 行財政運営	「総合計画の実現に向けて」

《施策分野の設定》



この施策分野を用いて、リスクシナリオごとの施策を整理しました。  
整理した結果は、一覧として「第5章 推進方針」に記載します。

### 3 脆弱性評価

---

脆弱性評価は、町の強靱化をすすめる上で、その前提となるリスクシナリオに対する弱点・課題を洗い出すプロセスです。

リスクシナリオごとに、大規模災害により引き起こされる事態、町の現況等をもとに、施策ごとに分析、評価を行いました。

なお、脆弱性評価の結果は、そこから導き出される施策とあわせた方がわかりやすいため、「第5章 推進方針」に記載します。

## 第5章 推進方針

「第4章 リスクシナリオと脆弱性評価」でリスクシナリオごとに脆弱性評価を行いました。この評価を踏まえて、リスクシナリオを回避するための施策について、推進方針をまとめました。

なお、推進方針は、脆弱性評価と一体に記載しています。

### ● 施策の単位

施策は、基本的に第5次瑞穂町長期総合計画との整合をはかるため、当該計画に定める個別の施策を、本計画における国土強靱化の施策とします。

さらに、瑞穂町地域防災計画等の他計画における国土強靱化に資する対策についても、施策として追加しています。

また、1つの施策の推進により、複数のリスクを回避することができる場合があります。その場合、施策の記載は、最初のリスクシナリオの箇所のみとし、2回目以降の記載は、再掲としています。

### ● 重点化をはかる施策

第5次瑞穂町長期総合計画の重点施策を、本計画においても重点化をはかる施策としました。

### ● SDGs との関連

施策ごとに、関係するSDGs（持続可能な開発目標）の17のゴールを示しました。

### ● 施策分野ごとの整理

施策を施策分野ごとに整理しました。

## 【事前に備えるべき目標 1】 直接死を最大限防ぐ。

### 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

#### (1) 建築物の耐震化の推進（災害に強いまちづくりの推進）

重点化

##### 【脆弱性評価】

- 町は、「瑞穂町耐震改修促進計画」を策定し、旧耐震基準（昭和 56 年以前）で建築された住宅の耐震化を促進するため、住民に対しハザードマップ配布等による啓発および知識の普及、住宅関連助成制度（耐震診断、耐震補強等への費用の補助等）の活用、各種支援制度の情報提供等を継続して行っています。
- 住宅の耐震化率は、令和 3 年 1 月現在、83.9%（棟数ベース）で、特に、木造戸建住宅の耐震化率（82.5%）の向上が必要となっています。  
なお、社会福祉施設、事務所・工場等の多数の民間特定建築物（多数の者が利用する一定規模以上の建築物）の耐震化率は 100%となっています。
- 地震発生時は、建物倒壊だけでなくブロック塀の倒壊、天井の落下、ガラスの飛散、家電製品・家具の転倒等による被害発生も懸念されています。このように建築物の耐震化だけでなく、非構造部材の耐震化、室内の安全対策も重要となっています。

##### 【推進方針】

- 建物倒壊による被害を減少させるため、「瑞穂町耐震改修促進計画」に基づき、引き続き、住宅の耐震診断費、耐震改修費等の助成を行います。
- 住民等に対し、耐震化の必要性、各種の助成制度、家電製品・家具の転倒防止等の安全対策等について、ハザードマップの配布、防災訓練等を通じて、周知をはかります。
- ブロック塀等について、生垣に改修するための補助金交付の制度を設け、住民への周知につとめます。

##### 【関連する SDGs のゴール】



## (2) 体育施設などの整備・維持管理

重点化

### 【脆弱性評価】

- 体育施設等の社会教育施設は、不特定多数が快適に利用できるような環境整備が必要です。さらに、災害発生時には避難場所・避難所として活用するため、施設の安全確保が必要です。
- 体育施設等の社会教育施設は、「瑞穂町耐震改修促進計画」に基づき耐震化をすすめ、耐震化率 100%を達成していますが、非構造部材であるガラスの飛散防止等の安全対策をすすめる必要があります。
- 中央体育館の北側東側斜面は、土砂災害警戒区域に指定されていることから、土砂災害の影響を考慮して、新たな場所への新設の検討が必要となっています。

### 【推進方針】

- 新たな機能を備えた体育館の新設を検討します。
- 体育施設等の社会教育施設は、建物の構造だけでなく、天井・窓ガラス等非構造部材の安全対策、防災設備の定期点検、建物内の棚等の固定等、施設全体の維持管理を行い、利用者の安全を確保します。

### 【関連する SDGs のゴール】



## (3) 保育・幼稚園の質の向上

### 【脆弱性評価】

- 町は、町立保育園を2か所、学童保育クラブを6か所設置しています。
- 令和4年3月現在、保育園および学童保育クラブの耐震化率は、100%を達成していますが、建物内の棚等の固定、ガラスの飛散防止等のための維持管理が必要となります。
- 今後、新たに施設の増改築をする場合は、建物内外の耐震性を確保する必要があります。

### 【推進方針】

- 施設の非構造部材、防災設備の定期点検、建物内の棚等の固定等、施設全体の安全を管理します。
- 今後、施設の増改築を行う場合も、建物の耐震性および施設内の安全性を確保

します。

#### 【関連する SDGs のゴール】

---



#### (4) 安全で質の高い教育をささえる環境の整備と安全に生活する力を育む 重点化

##### 【脆弱性評価】

---

- 町は、小学校を5校、中学校を2校設置しています。
- 学校は、子どもたちの教育の場だけでなく、災害時の避難場所・避難所として活用するため、安全性の確保が重要です。令和4年3月現在、校舎の耐震化率は100%となっています。
- 地震のゆれにより、通学路のブロック塀等が倒壊することもあり、通学時の児童・生徒の安全の確保も重要です。学校・保護者・PTA、警察および町が連携して危険箇所の合同点検を行っていますが、危険箇所の安全対策が必要です。

##### 【推進方針】

---

- 学校施設の非構造部材の耐震化、防災設備の定期点検、建物内の棚等の固定等、施設全体の安全を管理します。
- 地域の関係者が連携して通学路の合同点検等を行い、危険箇所を把握します。  
また、危険なブロック塀等の所有者に対し塀の撤去、フェンス・生垣等への改修を行うよう周知します。

#### 【関連する SDGs のゴール】

---



#### (5) 図書館活動の充実 重点化

##### 【脆弱性評価】

---

- 図書館は、不特定多数が利用する場であり、安全・安心な施設として快適に利用できるよう環境整備が必要です。

## 【推進方針】

---

- 利用者の安全を確保するため、施設・設備の適切な管理を継続します。

## 【関連する SDGs のゴール】

---



## (6) 計画的な土地利用の推進

重点化

### 【脆弱性評価】

---

- 古くからの既成市街地には、老朽建物をはじめ多くの建物が密集しています。地震発生時は、建物倒壊による住民等の死傷、火災の出火・延焼、狭あい道路の閉塞等が発生するおそれがあります。
- そのため、建物の耐震化・不燃化、道路の拡幅、公園等のオープンスペースの確保等、災害に強いまちづくりをすすめる必要があります。

### 【推進方針】

---

- 新青梅街道および既成市街地を含め、沿道建物の耐震化・不燃化、避難路および緊急車両の通行が可能な道路の整備、オープンスペースの確保等、多摩都市モノレールを想定した整備の方向性を明確にし、災害に強いまちづくりをすすめます。
- その他の地区においても都市計画区域を適正に区分するとともに、災害に強い市街地の形成をはかるために、地区計画制度等を活用し市街地の整備をすすめます。

### 【関連する SDGs のゴール】

---



## (7) 土地区画整理事業の推進

重点化

### 【脆弱性評価】

---

- 既成市街地および古くからの集落では、緊急車両の通行困難な狭い道路が多く、老朽化建物も多いため建物倒壊、出火・延焼の拡大の危険、救出活動が困難といった危険があります。
- これらの危険を解消し、良好な土地利用を誘導するため土地区画整理事業を実施しています。現在、西部地区が完了、箱根ヶ崎駅西地区および殿ヶ谷地区が施行中、栗原地区が準備中となっています。

### 【推進方針】

---

- 土地区画整理事業の施行により、用途地域の適正配置、整然とした街並み形成を行います。また、建物の新築・建替え等を促進することにより、建物倒壊、延焼火災の防止をはかる等、災害に強いまちづくりを行います。
- 箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業および殿ヶ谷土地区画整理事業は、多摩都市モノレールの延伸を見据えて事業の促進をはかります。栗原地区土地区画整理事業は、事業化にむけて地権者の合意形成および基盤整備のあり方等について支援、研究等をすすめます。

### 【関連する SDGs のゴール】

---



## (8) 住宅セーフティネットの形成

### 【脆弱性評価】

---

- 町営住宅は5棟あり全棟が新耐震基準となっています。

### 【推進方針】

---

- 町営住宅の整備にあたっては、「瑞穂町営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的に整備します。
- 高齢者、障がい者、子育て世代等の実情を考慮して、災害発生時の安全な行動ができるよう、バリアフリー等の住宅改修を促進します。

## 【関連する SDGs のゴール】

---



### (9) 個別施設計画の整備・運用 重点化

#### 【脆弱性評価】

---

- 町の公共施設のうち、防災上重要な建築物（防災活動拠点、避難施設、要配慮者利用施設、地区会館）は67棟あります（令和4年3月現在）。耐震化率は100%となっていますが、建物内の安全を含めて、施設を維持管理することが必要です。

#### 【推進方針】

---

- 町の公共施設およびインフラ施設について、適切に運営および維持管理を行うため、個別の施設維持管理計画を整備します。

## 【関連する SDGs のゴール】

---



### (10) 福祉施設の安全対策の推進

#### 【脆弱性評価】

---

- 町の障がい者・高齢者利用施設は、多くの要配慮者が利用する施設であるとともに、災害時は福祉避難所としての活用も行われる重要な施設です。
- 現在、施設の耐震性は確保されていますが、老朽化に伴う外壁の補修、建物内の棚等の固定、ガラスの飛散防止等が必要となります。

#### 【推進方針】

---

- 施設の大規模修繕、非構造部材・防災設備の定期点検、建物内の棚等の固定等、施設全体の安全を管理します。



【関連する SDGs のゴール】

---



## 1-2 密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生

### (1) 消防力の強化

#### 【脆弱性評価】

- 災害発生時の消火・救助・救急活動のため、福生消防署と瑞穂町消防団との連携により消防体制を構築しています。
- 地域消防の中心となる瑞穂町消防団は、本部および5つの分団で構成されていますが、近年、担い手の確保等が課題となっています。
- 古くなった消防車両・資機材、消防団詰所等の更新、土地区画整理事業等によって宅地化された地区への消火栓および防火水槽の整備が必要となっています。

#### 【推進方針】

- 災害発生時に、消防活動が迅速かつ効果的に行われるよう、活動に関する協議、防災訓練等の機会を通じ、福生消防署と瑞穂町消防団および町との連携を強化します。
- 瑞穂町消防団について、女性消防団員の活用も含めた団員確保の広報活動、消防団詰所等の活動環境の改善、活動費用、車両・資機材の整備・増強、教育訓練等により充実をはかります。
- 同時多発火災の発生等に備えて、新たな宅地等への防火水槽・消火栓等の適正配置を推進します。

#### 【関連する SDGs のゴール】



### (2) 地域防災力の向上（危機対応・危機管理体制の強化）

重点化

#### 【脆弱性評価】

- 災害発生時は、初期消火、救出・救助、応急手当、避難行動要支援者の支援等、「共助」として地域での自主的な活動が重要です。
- 町は、自主防災組織代表者等で構成される瑞穂町自主防災組織連絡協議会の活動を支援し、自主防災組織の活性化をはかっていますが、より一層、自主防災活動を促進するために、各種支援の継続が必要です。
- 社会福祉施設においては、入所者の安全確保のため、それぞれの施設で避難計

画の作成、防災訓練の実施等の施設の防災力向上が必要です。

#### 【推進方針】

---

- 自主防災組織への資機材等の支援を行うほか、瑞穂町自主防災組織連絡協議会により自主防災組織と町とが協働で防災訓練の企画立案を行い、住民参加による総合防災訓練を実施します。
- 自主防災組織の役割、平常時と災害時の活動について定める地区防災計画（災害対策基本法に基づき地区の住民等が定める計画）の策定を支援します。
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等を支援します。

#### 【関連する SDGs のゴール】

---



### (3) 計画的な公園整備および維持管理 重点化

#### 【脆弱性評価】

---

- 公園等のオープンスペースは、都市の景観を形成し、レクリエーションだけでなく、災害時の避難場所、延焼火災の遮断等の防災機能を有しています。
- 「瑞穂町緑の基本計画」を策定し、都市計画区域面積に対し、みどり率 51.7%をめざす等、緑地の保全および緑化の推進を計画しています。

#### 【推進方針】

---

- 都市計画公園は、「瑞穂町都市計画マスタープラン」、「瑞穂町緑の基本計画」等の関係する計画の方針を踏まえ、地域の特性を考慮し、整備をすすめます。
- 既存の公園施設は、地域との協働により施設の維持管理をすすめ、利用者の安全と防災機能の確保につとめます。

#### 【関連する SDGs のゴール】

---



#### (4) 初期消火体制の強化

##### 【脆弱性評価】

---

- 地震発生時は同時多発火災が想定されます。住民、自主防災組織等が協力して初期消火活動を行い、延焼拡大を防止することが重要です。そのため、地域での防災訓練等を通じて、住民一人ひとりが消火器の扱い、消火方法等を習熟することが必要です。
- 地域で迅速に初期消火活動ができるよう、各地域に消火器を設置しています。また、福生消防署と連携して住宅用火災警報器の設置を呼び掛けています。

##### 【推進方針】

---

- 今後も継続して各地域への消火器の配置、更新を行います。
- 福生消防署と連携して、自主防災組織の防災訓練等を支援します。事業所に対しても、事業所防災計画の作成、自衛消防隊の活動の指導等、自主防災体制を強化します。

##### 【関連する SDGs のゴール】

---



#### (5) 計画的な土地利用の推進（再掲）【1-1(6)】

#### (6) 土地区画整理事業の推進（再掲）【1-1(7)】

## 1-3 土砂災害による多数の死傷者の発生および低地での長期的な浸水

### (1) 防災知識の普及啓発（危機対応・危機管理体制の強化）

重点化

#### 【脆弱性評価】

- 災害発生時には、住民一人ひとりが災害に対して正確な知識を持ち、「自助」「共助」として、自分自身、家族および地域で行動することが求められます。
- 防災ハザードマップの配布、訓練等を通じて、防災知識の普及啓発、防災教育を推進し、災害のしくみ、過去に発生した大規模災害の教訓、地域の災害特性等を継承していくことが重要となります。
- 地域住民のみならず、学校、社会福祉施設、事業所等においても、防災知識の把握、安全教育等が必要です。

#### 【推進方針】

- 住民等の防災意識の向上をはかるため、土砂災害警戒区域、浸水予想区域、避難情報、防災知識等を掲載した「防災ハザードマップ」を作成・配布するとともに、各種訓練、防災セミナー、講習会等の開催等、あらゆる機会を通じ、防災知識の普及啓発を行います。
- 大雨時に下水道、水路等からの浸水を想定した「内水ハザードマップ」を作成します。
- 児童・生徒が地域の災害について学ぶことができるよう、福生消防署、瑞穂町消防団等の関係機関および学校と連携し、避難訓練等の総合防災教育をすすめます。

#### 【関連する SDGs のゴール】



### (2) 下水道施設の整備

重点化

#### 【脆弱性評価】

- 近年、全国で大雨による浸水被害および土砂災害が頻発していることから、浸水に備えた下水道施設の整備は重要です。令和2年度末現在、町の雨水整備率は、46.0%となっています。

## 【推進方針】

---

- 下水道計画区域内の未整備区域においては、計画的に下水道施設を整備します。
- 将来にわたって下水道事業を継続できるよう、公営企業会計に基づく健全な下水道経営を推進します。

## 【関連する SDGs のゴール】

---



### (3) 体育施設などの整備・維持管理（再掲）【1-1(2)】

## 1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

### (1) 安心して暮らせる環境づくり

#### 【脆弱性評価】

- 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者は、防災情報の入手、避難行動、避難後の生活等、様々な場面で支援を必要としています。
- 災害時に自力で避難することが困難な要配慮者（避難行動要支援者）を支援するため、「瑞穂町避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を策定し、避難行動要支援者名簿を作成し、災害時に自主防災組織に提供できるようにする等、支援体制を構築しています。
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対し、施設入所者等の安全を確保するため、避難確保計画の作成等を支援しています。

#### 【推進方針】

- 避難行動要支援者名簿を作成、更新するとともに、自主防災組織、瑞穂町消防団、社会福祉協議会等と連携して、名簿を活用した災害発生時の安否確認、避難支援等の体制を構築します。

#### 【関連する SDGs のゴール】



### (2) 防災施設・設備の充実 **重点化**

#### 【脆弱性評価】

- 災害発生時に防災気象情報、避難指示等を住民等に迅速かつ正確に伝達し、迅速な避難ができるよう、情報伝達手段を整備する必要があります。
- 指定避難所においては、情報伝達、ライフライン機能の低下、避難生活の利便を考慮して、各種の設備を整備し、充実させる必要があります。

#### 【推進方針】

- 防災行政無線のデジタル化への更新等、通信施設の整備をはかります。
- 指定避難所等には、無線 LAN の導入、マンホールトイレの整備、備蓄倉庫等を整備します。  
また、マンホールトイレや応急給水設備を配置した防災広場等を整備します。

## 【関連する SDGs のゴール】

---



### (3) 住民にわかりやすい情報提供・情報共有 **重点化**

#### 【脆弱性評価】

---

- 災害発生時は、避難情報のみならず、ライフラインの復旧、被災者支援等、様々な情報を町から被災者に伝達する必要があります。特に、大雨時には防災行政無線の音声聞こえづらいといった問題も生じているため、状況にあわせた情報発信手段の確保が重要です。

#### 【推進方針】

---

- 住民がメール配信サービスへ登録するよう広報を行うほか、Twitter、Facebook 等 SNS の確実な運用、ケーブルテレビ放送による防災情報の発信等、多様な情報提供手段の提供を行います。
- 避難生活での情報提供等の便宜をはかるため、公共施設への無線 LAN の導入等、新たな情報提供ツールの整備・研究を行います。

## 【関連する SDGs のゴール】

---



### (4) 外国人支援

#### 【脆弱性評価】

---

- 町に約 800 人の外国人が居住しています。言語、文化、習慣等が異なる外国人は、災害の経験がなかったり、防災気象情報等が十分理解できなかったりと、災害発生時に迅速かつ的確な行動が困難なおそれがあります。
- 外国人も要配慮者として位置づけ、わかりやすい情報伝達を考慮する必要があります。



## 【推進方針】

---

- 外国人の安全を確保するため、外国人向けガイドブック、外国語での防災ハザードマップの作成・配布等、防災知識の普及啓発をはかります。
- 地理的に不慣れな来訪者のため、避難場所等の案内板を外国語の併記、ピクトグラム表示とします。
- 被災した外国人を支援するため、外国人支援団体等との連携により語学ボランティアの確保、ホームページの多言語化等、外国人への情報提供体制を構築します。

## 【関連する SDGs のゴール】

---



(5) 地域防災力の向上（危機対応・危機管理体制の強化）（再掲）【1-2(2)】

## 【事前に備えるべき目標 2】

救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康および避難生活環境を確実に確保する。

### 2-1 被災地での食料、飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### (1) 物資等の備蓄・供給・輸送体制（危機対応・危機管理体制の強化）

重点化

##### 【脆弱性評価】

- 災害発生時は、住民の生活維持に不可欠な食料・飲料水・物資を確保し、供給する必要があります。町は、災害発生後3日間、家庭内備蓄および都と町による行政備蓄で対応することを原則としています。防災備蓄倉庫には食料・飲料水・物資等を備蓄していますが、今後も計画的な更新と充実の必要があります。
- 町のみでは物資等の確保・供給が困難なため、民間事業者と協定締結の拡充、物資の受入・仕分け・配送のためのノウハウの活用等、連携の強化が必要です。

##### 【推進方針】

- 立川断層帯地震での最大避難者数（冬18時での地震発生時11,759人）を基準として、備蓄倉庫の整備、物資の備蓄および定期的な更新を計画的に行います。また、備蓄品は、高齢者、女性、子ども等の様々な避難者のニーズ、季節による環境に対応するよう配慮します。
- 民間事業者との物資供給、物資の受入、輸送、燃料供給等、協定締結の充実および事業者との連携強化をはかります。

##### 【関連する SDGs のゴール】



#### (2) 幹線道路等の整備

重点化

##### 【脆弱性評価】

- 東京都は、緊急車両の通行、災害応急活動に必要な物資、資機材、要員等の広域輸送のため、幹線道路を緊急輸送道路として指定しています。
- これらの幹線道路が被災し、通行ができない場合、応急対策活動のみならず、広域的な物流に大きな影響をおよぼし、それが、長期にわたる物資の不足につな

がります。

また、原料・部品・製品の輸送への影響は、企業のサプライチェーン寸断による生産力低下につながる等、地域経済に重大な影響をおよぼします。

#### 【推進方針】

---

- 「多摩地域における都市計画道路の整備方針」に位置づけられた優先整備道路については、東京都に対し継続的に早期整備を要請します。その他の道路についても道路改良等の整備につとめます。

#### 【関連する SDGs のゴール】

---



### (3) 町道等の整備と適切な維持管理

重点化

#### 【脆弱性評価】

---

- 町が管理する道路は、一級町道約 16 km、二級町道約 18 km、その他の一般町道約 185 kmの合計約 220 kmとなっています。
- これらの道路および橋りょうが被災した場合、緊急車両の通行、避難所への物資の輸送に影響をおよぼします。特に、狭あい道路は、建物および塀の倒壊により閉塞し、避難行動、救助活動に影響が懸念されます。そのため、道路・橋りょうの耐震化、計画的な維持管理、狭あい道路の解消、無電柱化等、災害に強い道路を整備する必要があります。
- 大雨時において、道路の冠水被害を防ぐため、排水設備等の整備が必要です。

#### 【推進方針】

---

- 道路ストック点検を踏まえた町道の維持管理および橋りょうの維持補修、道路照明灯をはじめとする交通安全施設の整備、地権者の理解と協力による狭あい道路の解消を行います。
- 緊急輸送道路に指定されている道路は、無電柱化に取り組みます。

#### 【関連する SDGs のゴール】

---



#### (4) 横田基地等との協力体制の構築（危機対応・危機管理体制の強化）

重点化

##### 【脆弱性評価】

---

- 大規模災害発生当初に、重傷者が発生するおそれがあります。立川断層地震では、最大 74 人もの重傷が想定されています。
- 大規模災害発生には、災害拠点病院等への迅速な傷病者の搬送が必要ですが、国道 16 号、新青梅街道等が渋滞するおそれがあります。一方、緊急物資についても配送の遅れが生じてしまいます。
- 大規模災害発生には、緊急車両の通行を確保する必要があり、横田基地の米軍と災害時協力体制を構築することが重要です。

##### 【推進方針】

---

- 災害時に物資の輸送、傷病者の搬送等を迅速に行うために横田基地のゲートの利用を行う等、様々な災害対策において横田基地の米軍および自衛隊との協力体制を構築します。

##### 【関連する SDGs のゴール】

---



## 2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

### (1) コミュニティ活動の活性化

重点化

#### 【脆弱性評価】

- 立川断層帯地震が発生した場合、町のみならず多摩地区の広い範囲で被害が想定されています。そのため、自衛隊、警察、消防等の救助機関が全ての救助現場に対応できないおそれがあり、地域での「自助」「共助」による救助活動が重要です。
- 自主防災組織のみならず、町内会・自治会をはじめとした様々な団体の活動により、日ごろから地域で顔の見える関係を築くことが必要です。

#### 【推進方針】

- コミュニティ活動の活性化のため、コミュニティ施設の維持管理を適切に行い、安全・安心な環境を提供することで、様々な団体による主体的な学習活動を支援し、顔の見える関係を構築します。
- 地域の様々な分野で活動する団体を把握し、新たな地域コミュニティのあり方の研究・検討をすすめるとともに、協働事業の推進につとめます。

#### 【関連する SDGs のゴール】



### (2) 事業所防災体制の強化

#### 【脆弱性評価】

- 危険物等を扱う事業所は、関係法令等により防火管理者の選任、自衛消防隊の設置等の防災対策が実施されています。
- 一般の事業所は、社会的責任から「自助」として従業員の安全、帰宅困難者対策、事業の継続について取り組む必要があります。  
また、地域の一員として地域の自主防災活動に参加し、災害時の初期消火活動、救助・救急活動等への貢献が求められています。

#### 【推進方針】

- 福生消防署と連携して、事業所防災計画の作成、自衛消防隊の活動への指導等、事業所の自主防災体制を強化します。

- 事業所には、地域で行う防災訓練への参加を要請するとともに、災害時の物資・資機材等の流通備蓄の提供等に関する協定締結等をすすめます。

#### 【関連する SDGs のゴール】

---



### (3) 広域連携体制の整備（危機対応・危機管理体制の強化）

重点化

#### 【脆弱性評価】

---

- 大規模災害が発生した場合、町単独で災害対策を実施することは困難が予想されるため、多摩地区の自治体、隣接する入間市等の自治体と災害時の相互応援協定を締結しています。そのほか、法令に基づき、自衛隊の災害派遣、消防広域応援、全国自治体へ応援要請を行う体制としています。
- 立川断層帯地震等、広い範囲が被災することを考慮して、全国の自治体等との相互応援協定の締結、警察・消防・自衛隊等の応援部隊および自治体の職員を円滑に受け入れ、的確な被災者支援を実施するために受援体制を構築する必要があります。

#### 【推進方針】

---

- 自治体との相互応援協定、広域展開する企業等、町内外の事業者との応援協定の拡充をはかります。
- 防災関係機関、自治体からの職員、資機材等の応援を受け入れるため、受援担当、要請手順、受入場所等を定めた「災害時受援計画」を作成する等、受援体制の充実・強化をはかります。

#### 【関連する SDGs のゴール】

---



### (4) 消防力の強化（再掲）【1-2(1)】

## 2-3 医療施設および関係者の絶対的不足・被災並びに支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

### (1) 医療提供体制の基盤づくり

#### 【脆弱性評価】

- 多数の傷病者に対応するために、地域の医療機関、医師会・歯科医師会・薬剤師会、保健所等の関係者が連携し、災害時の医療体制を構築する必要があります。
- 災害発生時においても、人工透析等の特殊医療、継続的な治療および支援を必要とする患者等に、必要な医療・福祉の提供を維持するため、医師会、社会福祉協議会等の関係者と協力・連携する必要があります。

#### 【推進方針】

- 公立福生病院、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会、保健所等の関係者との連携により、災害発生時の医療供給体制を整備します。

#### 【関連する SDGs のゴール】



### (2) 保健センター等の維持管理

#### 【脆弱性評価】

- 災害発生時は多数の傷病者への医療救護に加え、長期にわたる避難者等への健康管理が必要になります。保健センター等の施設は、これら医療活動・保健活動の拠点施設として活用するため、施設の安全確保が必要です。

#### 【推進方針】

- 災害時医療活動・保健活動の拠点機能を低下させないように、保健センター等の施設の点検、維持管理を実施します。

#### 【関連する SDGs のゴール】



(3) 幹線道路等の整備（再掲）【2-1(2)】

(4) 町道等の整備と適切な維持管理（再掲）【2-1(3)】

(5) 横田基地等との協力体制の構築（危機対応・危機管理体制の強化）（再掲）  
【2-1(4)】



## 2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

---

### (1) 疾病等の予防

#### 【脆弱性評価】

---

- 災害発生時は、上下水道の機能低下、避難所の換気不足、衛生環境の悪化から、食中毒、インフルエンザ等の感染症流行、また、車中泊によるエコノミークラス症候群、運動不足等による不活発病といった疾病の懸念があります。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、避難受入れ時の検温・消毒、感染の疑いがある避難者の隔離、「密」とならない避難環境づくり等、新たな課題に対応する必要があります。

#### 【推進方針】

---

- 普段から疾病の予防につながるよう健康診査、検診と予防接種をはじめとする感染症予防対策の適正かつ効果的な実施につとめます。
- 避難所運営では、間仕切り等を用いた「密」の防止、体温計・消毒薬の備蓄、感染症への対応を考慮した避難所運営訓練等を行います。  
また、広報みずほ等の広報媒体を用いて、災害時の感染症対策について知識の普及啓発をはかります。

#### 【関連する SDGs のゴール】

---



## 2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

---

- (1) 防災施設・設備の充実（再掲）【1-4(2)】
- (2) 安全で質の高い教育を支える環境の整備と安全に生活する力を育む（再掲）【1-1(4)】
- (3) 疾病等の予防（再掲）【2-4(1)】

## 【事前に備えるべき目標 3】

必要不可欠な行政機能を確保する。

### 3-1 町職員、施設等の被災による機能の大幅な低下

#### (1) 町の危機管理能力の向上（危機対応・危機管理体制の強化）

重点化

##### 【脆弱性評価】

- 災害発生時に、役場は災害対策の中核として重要な機能を有しています。町は、「瑞穂町地域防災計画」をはじめ、「職員初動マニュアル」「避難所運営マニュアル」等の各種マニュアルを作成しています。さらに、災害時においても住民生活に不可欠な一定レベルの行政サービスを継続する必要から「瑞穂町業務継続計画（BCP）【地震編】」を策定しています。
- 災害発生を想定し、地域防災計画、各種マニュアル、業務継続計画（BCP）、に基づく初動訓練の実施、町の組織の改編、新たな災害教訓にあわせた計画・マニュアルの拡充・見直しが必要です。
- 災害時での災害対策本部の機能を維持するため、災害による機能停止を考慮した施設・設備の整備が必要です。

##### 【推進方針】

- 災害対策基本法の改正、災害教訓等に基づき、地域防災計画、各種マニュアル、業務継続計画（BCP）の見直しを継続的行います。
- 災害時においても、災害対策業務および通常業務を実施するために、非常発電設備の整備・維持、燃料確保等を行います。
- 「瑞穂町業務継続計画（BCP）【地震編】」に基づき、災害本部運営訓練を実施する等、職員の対応能力向上をはかります。

##### 【関連する SDGs のゴール】



## (2) 防災拠点の機能充実（危機対応・危機管理体制の強化）

重点化

### 【脆弱性評価】

---

- 役場庁舎には非常発電設備および太陽光パネルが整備され、備蓄燃料で3日間の電力供給が可能となっています。その他の一部の施設にも非常発電設備が整備されていますが、十分とはいえません。災害発生時の停電に備えて電源および燃料の確保等が必要です。
- 災害発生時は、役場と災害拠点となる避難場所・避難所等との相互通信のため、新たな通信設備の導入が必要です。

### 【推進方針】

---

- 非常発電設備の動作状況の定期点検等を実施し、非常時に機能不全が生じないように、設備の入れ替え、維持管理を行います。  
また、燃料の確保について、燃料供給事業者と協定締結等の協力体制を構築します。
- 長期の停電に備え、太陽光発電設備の導入、衛星携帯電話といった新たな通信機器の導入を検討します。

### 【関連する SDGs のゴール】

---



(3) 保健センター等の維持管理（再掲）【2-3(2)】

(4) 広域連携体制の整備（危機対応・危機管理体制の強化）（再掲）【2-2(3)】

(5) 個別施設計画の整備・運用（再掲）【1-1(9)】

(6) 福祉施設の安全対策の推進（再掲）【1-1(10)】

## 【事前に備えるべき目標 4】

必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する。

### 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

---

(1) 防災拠点の機能充実（危機対応・危機管理体制の強化）（再掲）【3-1(2)】

### 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等による災害情報の伝達機能低下

---

(1) 防災施設・設備の充実（再掲）【1-4(2)】

(2) 住民にわかりやすい情報提供・情報共有（再掲）【1-4(3)】

## 【事前に備えるべき目標 5】

大規模自然災害発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

---

- (1) 幹線道路等の整備（再掲）【2-1(2)】
- (2) 町道等の整備と適切な維持管理（再掲）【2-1(3)】

### 5-2 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

---

- (1) 幹線道路等の整備（再掲）【2-1(2)】
- (2) 町道等の整備と適切な維持管理（再掲）【2-1(3)】

### 5-3 食料等の安定供給の停滞

---

- (1) 幹線道路等の整備（再掲）【2-1(2)】
- (2) 町道等の整備と適切な維持管理（再掲）【2-1(3)】

## 【事前に備えるべき目標 6】

生活・経済活動に必要なライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。

### 6-1 上水道等の長期間にわたる供給停止

#### (1) 給水体制の整備

##### 【脆弱性評価】

- 立川断層帯地震が発生した場合、町の断水率は57.7%と想定されています。一般に1人1日あたり最低3リットルの飲料水が必要とされています。
- 町の応急給水は、東京都水道局と連携し石畑給水所および避難所等を拠点として行う体制となっています。給水の際には、住民等との協力体制、給水資器材の確保等が必要です。

##### 【推進方針】

- 飲料水の供給については、給水拠点である石畑給水所および避難所の応急給水栓の活用、消火栓を使ったスタンドパイプの活用等、確実に給水活動ができるよう東京都および住民と連携して応急給水訓練を行います。
- 給水資器材、給水車等の確保について、東京都との連携、全国の自治体および民間事業所との協定締結により体制を構築します。

##### 【関連する SDGs のゴール】



## 6-2 下水道施設等の長期間にわたる機能停止

---

### (1) 下水道施設の維持管理

#### 【脆弱性評価】

---

- 町の公共下水道事業は、事業着手から約 45 年が経過し、管きょ、ポンプ場等の更新が必要となっています。施設の老朽化に伴い、機能が低下しないよう維持管理を行うとともに、更新・改築費用を含め、計画的に下水道管きょ等を更新することが重要です。

#### 【推進方針】

---

- 下水道施設の耐震化、長寿命化等、下水道施設の計画的かつ効率的な整備をすすめます。  
また、既存の施設については、老朽化による機能低下が発生しないよう適切な維持管理を行います。
- 「瑞穂町公共下水道業務継続計画（下水道 BCP）」を適宜見直し、災害時の下水道事業の継続および早期復旧を目指します。

#### 【関連する SDGs のゴール】

---



## 6-3 地域交通ネットワークの機能低下

---

- (1) 幹線道路等の整備（再掲）【2-1(2)】
- (2) 町道等の整備と適切な維持管理（再掲）【2-1(3)】
- (3) 計画的な土地利用の推進（再掲）【1-1(6)】



## 【事前に備えるべき目標 7】

制御不能な複合災害および二次災害を発生させない。

### 7-1 市街地での大規模火災の発生

#### (1) 空き家等の適正な管理、活用方法の検討

##### 【脆弱性評価】

- 適切な管理が行われていない空き家は、地震発生時の倒壊、火災の延焼拡大、道路閉塞等のリスクを有しています。そのため、所有者に対し適正な管理を働きかける必要があります。

##### 【推進方針】

- 「瑞穂町空き家等実態調査報告書」による実態を踏まえ、空き家対策のあり方について、研究をすすめていきます。  
また、空き家の利活用を促進するため、利活用方法の研究・検討を行い、所有者に情報を提供します。

##### 【関連する SDGs のゴール】



#### (2) 緑地の保全

##### 【脆弱性評価】

- 緑地は、自然景観の形成、レクリエーションといった効果だけでなく、火災の延焼防止、広域避難場所等の防災空間として重要な役割を有しています。町には自然豊かな狭山丘陵、屋敷林・平地林等、まとまった緑地があり、防災の観点からも保全が必要です。

##### 【推進方針】

- 「瑞穂町緑の基本計画」「第2次瑞穂町環境基本計画」等の関連計画に基づき、狭山丘陵をはじめ、保存樹木・樹林・屋敷林・平地林の保全事業を推進します。

【関連する SDGs のゴール】

---



- (3) コミュニティ活動の活性化（再掲）【2-2(1)】
- (4) 地域防災力の向上（危機対応・危機管理体制の強化）（再掲）【1-2(2)】
- (5) 消防力の強化（再掲）【1-2(1)】
- (6) 土地区画整理事業の推進（再掲）【1-1(7)】
- (7) 計画的な土地利用の推進（再掲）【1-1(6)】
- (8) 計画的な公園整備および維持管理（再掲）【1-2(3)】

## 7-2 沿線および沿道の建物崩壊による直接的な被害および交通麻痺

---

- (1) 空き家等の適正な管理、活用方法の検討（再掲）【7-1(1)】
- (2) 建築物の耐震化の推進（災害に強いまちづくりの推進）（再掲）【1-1(1)】

## 7-3 工業地域での毒劇物の流出および漏洩

---

- (1) 事業所防災体制の強化（再掲）【2-2(2)】

## 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

---

### (1) 農地の保全と担い手の確保

#### 【脆弱性評価】

---

- 農地は、雨水が地下に浸透することで表面流出を抑制し、一時的に貯留する機能を有しています。農業者の高齢化、担い手不足等による耕作放棄地、遊休農地といった農地の荒廃は、水害にもつながってきます。
- 農地の持続的な発展のために、生産基盤の整備と維持、農業者に対する支援により農地を保全することが必要です。

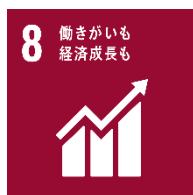
#### 【推進方針】

---

- 地域の農業を担う農業者に対し、農地中間管理事業等を利用した農地の貸借をすすめます。
- 新規就農者の定着に向けた支援の充実をはかります。

#### 【関連する SDGs のゴール】

---



### (2) 緑地の保全（再掲）【7-1(2)】

## 【事前に備えるべき目標 8】

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の遅延

#### (1) 循環型社会の推進

##### 【脆弱性評価】

- 大量に発生する災害廃棄物の処理の遅れが、復旧・復興に多大な影響をおよぼすことが想定されます。
- 災害廃棄物処理は、通常の廃棄物と同様に 3R を基本とした分別処理が求められます。環境省の「災害廃棄物処理指針」に基づき、「東京都災害廃棄物処理計画」とも整合をはかって「災害廃棄物処理計画」を策定する等、事前の体制を構築する必要があります。

##### 【推進方針】

- 災害時のリサイクルプラザの効率的・効果的運営をはかる等、3R を推進します。
- 分別収集体系の堅持および適正な廃棄物処理と再資源化を促進し、循環型社会の実現を推進します。
- 災害廃棄物対策については、一般廃棄物処理基本計画の改定に伴い、「災害廃棄物処理計画」を策定し、関係機関等と連携した処理体制を構築します。

##### 【関連する SDGs のゴール】



## 8-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興の遅延

### (1) 地域福祉の推進 **重点化**

#### 【脆弱性評価】

- 災害発生時の情報伝達、避難行動、避難所生活、防犯、生活の復旧等においては、「公助」だけでなく、自主防災組織、町内会・自治会といった「共助」による地域の協力、助け合いが必要です。
- 自主防災組織の活動のみならず、瑞穂町社会福祉協議会等の地域の福祉関係者との連携を強化し、地域福祉活動、地域の住民同士の交流等を行うことで、地域のつながりを醸成することができます。

#### 【推進方針】

- 地域で活動する多様な団体等との連携体制の強化、住民が地域福祉活動にかかわるきっかけの場づくり、多世代間交流事業の推進等、地域福祉活動を支援します。

#### 【関連する SDGs のゴール】



### (2) 地域コミュニティ活動の基盤づくり **重点化**

#### 【脆弱性評価】

- 災害発生時における「共助」として、地域のコミュニティの活動は重要な役割を果たします。町としてコミュニティ活動の場を提供し、取り組みを支援することが必要です。

#### 【推進方針】

- 地域との協働によるコミュニティ施設の適切な維持管理・運営を行い、誰もが利用しやすい活動環境を提供します。
- コミュニティセンター等における主催事業をはじめ、住民の交流の場として様々な取り組みを支援することにより、地域のつながりを醸成し、コミュニティ組織の崩壊を防止します。

#### 【関連する SDGs のゴール】

---



### (3) 防犯環境の推進

#### 【脆弱性評価】

---

- 自宅が被災し避難している間、居住者が少なくなった地域および避難所内で窃盗等の犯罪が懸念されます。平常時から警察等の関係機関・団体と住民とが連携し防犯活動等の体制を構築する必要があります。

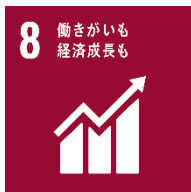
#### 【推進方針】

---

- 福生警察署との連携を強化して犯罪防止をはかるとともに、防犯灯の LED 化、防犯カメラの適正管理・運用等、犯罪をさせない環境整備を推進します。
- 防犯パトロールの充実、防犯協会等の防犯ボランティアとの協働により、防犯環境の充実をはかります。

#### 【関連する SDGs のゴール】

---



### (4) ボランティアセンターみずほの活動支援

#### 【脆弱性評価】

---

- 災害発生時は、多くのボランティアが様々な場面で被災者を支援し、それが地域の早期復旧・復興につながっています。特に、日頃からボランティア活動を行い、顔の見える関係を築くことが、被災者の安心につながります。
- 日頃から、誰もが気軽に相談し、地域活動に参加できるコミュニティを実現するため、ボランティア活動の推進が必要です。

#### 【推進方針】

---

- 地域のボランティア活動の担い手となる個人ボランティア、ボランティア団体、NPO 団体等の育成を支援します。また、ボランティアセンターみずほにおける活動を支援します。

【関連する SDGs のゴール】

---



(5) コミュニティ活動の活性化（再掲）【2-2(1)】



## 8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティ崩壊等による有形・無形の文化の喪失

---

### (1) 文化財保護・郷土資料の保管整理

#### 【脆弱性評価】

---

- 文化財は、町の自然、文化、人々の暮らし等の中で、代々、育まれ継承されてきたもので、後世へと継承することが重要です。そのため、災害により貴重な文化財が失われないように、文化財および文化財施設の安全管理を行うことが必要です。

#### 【推進方針】

---

- 貴重な文化財の保護・保全のために、文化財施設および収蔵品の保管方法等の安全対策を検討します。  
また、歴史・自然・文化等のふるさとの良さを伝えるため、ふるさと学習「みずほ学」との連携を強化し、文化を伝承していきます。

#### 【関連する SDGs のゴール】

---



### (2) コミュニティ活動の活性化（再掲）【2-2(1)】

### (3) 地域コミュニティ活動の基盤づくり（再掲）【8-2(2)】

### (4) ボランティアセンターみずほの活動支援（再掲）【8-2(4)】

## 8-4 後世に残すべき町の産業および町の経済を支える主要産業の被災

### (1) 農業経営基盤の強化

#### 【脆弱性評価】

- 農地および農業用施設が被災しても、早期に復興し町の主要産業として持続できるよう、農業者の経営基盤を強化するとともに、農業の特産品がブランド力を持つよう支援を行う必要があります。

#### 【推進方針】

- 認定農業者、認定新規就農者等、意欲のある農業者を支援します。
- 農畜産物については、加工、新商品の開発、付加価値を高める取組、販路開拓・拡大、みずほブランドを含む農畜産物のPR等の取組を推進します。

#### 【関連する SDGs のゴール】



### (2) 商業の振興

#### 【脆弱性評価】

- 災害により地域が被災しても、地域に密着した商店が持続できるよう、平常時から商業の活性化をはかる必要があります。

#### 【推進方針】

- 瑞穂町商工会との連携により、地域に密着した商店の活性化の取り組み、後継者育成等を支援します。  
また、みずほブランドの推進とPR等、農畜産物、観光資源との組み合わせにより、新たな価値を生み出すことで商業の振興をはかります。

#### 【関連する SDGs のゴール】



### (3) 工業の振興

#### 【脆弱性評価】

---

- 災害により地域が被災しても、地域の中小事業者等の蓄積された技術の承継ができるよう、平常時から工業の活性化をはかる必要があります。

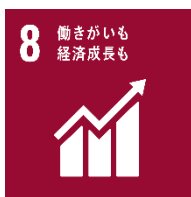
#### 【推進方針】

---

- 中小企業に対し融資制度の促進、瑞穂町商工会等との連携による企業経営の安定に向けた支援、今後のデジタル化推進に向けた支援等につとめます。

#### 【関連する SDGs のゴール】

---



### (4) 農地の保全と担い手の確保（再掲）【7-4(1)】

## 8-5 自然環境等の被災による観光客等の死傷者の発生

---

(1) 個別施設計画の整備・運用（再掲）【1-1(9)】

《分野ごとの施策一覧》

※（再）は、2回目以降に示す施策の再掲を示す。

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	健康・福祉	教育	文化・交流	産業	環境・安全安心	まちづくり	行財政運営	
1 直接死を最大限防ぐ。	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	・ 体育施設などの整備・維持管理 ・ 福祉施設の安全対策の推進	・ 保育・幼稚園の質の向上 ・ 安全で質の高い教育をささえる環境の整備と安全に生活する力を育む	・ 図書館活動の充実		・ 建築物の耐震化の推進 ・ 計画的な土地利用の推進 ・ 土地区画整理事業の推進 ・ 住宅セーフティネットの形成	・ 個別施設計画の整備・運用	
	1-2	密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生				・ 消防力の強化 ・ 地域防災力の向上 ・ 初期消火体制の強化	・ 計画的な公園整備および維持管理 ・ 計画的な土地利用の推進（再） ・ 土地区画整理事業の推進（再）		
	1-3	土砂災害による多数の死傷者の発生および低地での長期的な浸水	・ 体育施設などの整備・維持管理（再）				・ 防災知識の普及啓発	・ 下水道施設の整備	
	1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	・ 安心して暮らせる環境づくり		・ 外国人支援		・ 防災施設・設備の充実 ・ 地域防災力の向上（再）		・ 住民にわかりやすい情報提供・情報共有
2 救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康および避難生活環境を確実に確保する。	2-1	被災地での食料、飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止				・ 物資等の備蓄・供給・輸送体制 ・ 横田基地等との協力体制の構築	・ 幹線道路等の整備 ・ 町道等の整備と適切な維持管理		
	2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足			・ コミュニティ活動の活性化	・ 事業所防災体制の強化 ・ 広域連携体制の整備 ・ 消防力の強化（再）			
	2-3	医療施設および関係者の絶対的不足・被災並びに支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	・ 医療提供体制の基盤づくり				・ 横田基地等との協力体制の構築（再）	・ 幹線道路等の整備（再） ・ 町道等の整備と適切な維持管理（再）	・ 保健センター等の維持管理
	2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	・ 疾病等の予防						
	2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	・ 疾病等の予防（再）	・ 安全で質の高い教育を支える環境の整備と安全に生活する力を育む（再）			・ 防災施設・設備の充実（再）		
3 必要不可欠な行政機能を確保する。	3-1	町職員、施設等の被災による機能の大幅な低下	・ 福祉施設の安全対策の推進（再）			・ 町の危機管理能力の向上 ・ 広域連携体制の整備（再） ・ 防災拠点の機能充実		・ 個別施設計画の整備・運用（再） ・ 保健センター等の維持管理（再）	
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する。	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止				・ 防災拠点の機能充実（再）			
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等による災害情報の伝達機能低下				・ 防災施設・設備の充実（再）		・ 住民にわかりやすい情報提供・情報共有（再）	
5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下					・ 幹線道路等の整備（再） ・ 町道等の整備と適切な維持管理（再）		
	5-2	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止					・ 幹線道路等の整備（再） ・ 町道等の整備と適切な維持管理（再）		
	5-3	食料等の安定供給の停滞					・ 幹線道路等の整備（再） ・ 町道等の整備と適切な維持管理（再）		
6 生活・経済活動に必要なライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。	6-1	上水道等の長期間にわたる供給停止				・ 給水体制の整備			
	6-2	下水道施設等の長期間にわたる機能停止					・ 下水道施設の維持管理		
	6-3	地域交通ネットワークの機能低下					・ 幹線道路等の整備（再） ・ 町道等の整備と適切な維持管理（再） ・ 計画的な土地利用の推進（再）		

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ		健康・福祉	教育	文化・交流	産業	環境・安全安心	まちづくり	行財政運営
7 制御不能な複合災害および二次災害を発生させない。	7-1	市街地での大規模火災の発生			・コミュニティ活動の活性化（再）		・緑地の保全 ・地域防災力の向上（再） ・消防力の強化（再）	・空き家等の適正な管理、活用方法の検討 ・土地区画整理事業の推進（再） ・計画的な土地利用の推進（再） ・計画的な公園整備および維持管理（再）	
	7-2	沿線および沿道の建物崩壊による直接的な被害および交通麻痺						・空き家等の適正な管理、活用方法の検討（再） ・建築物の耐震化の推進（再）	
	7-3	工業地域での毒劇物の流出および漏洩					・事業所防災体制の強化（再）		
	7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大				・農地の保全と担い手の確保	・緑地の保全（再）		
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の遅延					・循環型社会の推進		
	8-2	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興の遅延	・地域福祉の推進		・地域コミュニティ活動の基盤づくり ・コミュニティ活動の活性化（再）		・防犯環境の推進		・ボランティアセンターみずほの活動支援
	8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティ崩壊等による有形・無形の文化の喪失			・文化財保護・郷土資料の保管整理 ・コミュニティ活動の活性化（再） ・地域コミュニティ活動の基盤づくり（再）				・ボランティアセンターみずほの活動支援（再）
	8-4	後世に残すべき町の産業および町の経済を支える主要産業の被災				・農業経営基盤の強化 ・商業の振興 ・工業の振興 ・農地の保全と担い手の確保（再）			
	8-5	自然環境等の被災による観光客等の死傷者の発生							・個別施設計画の整備・運用(再)

# 第6章 計画の推進および進捗管理

## 1 計画の推進体制

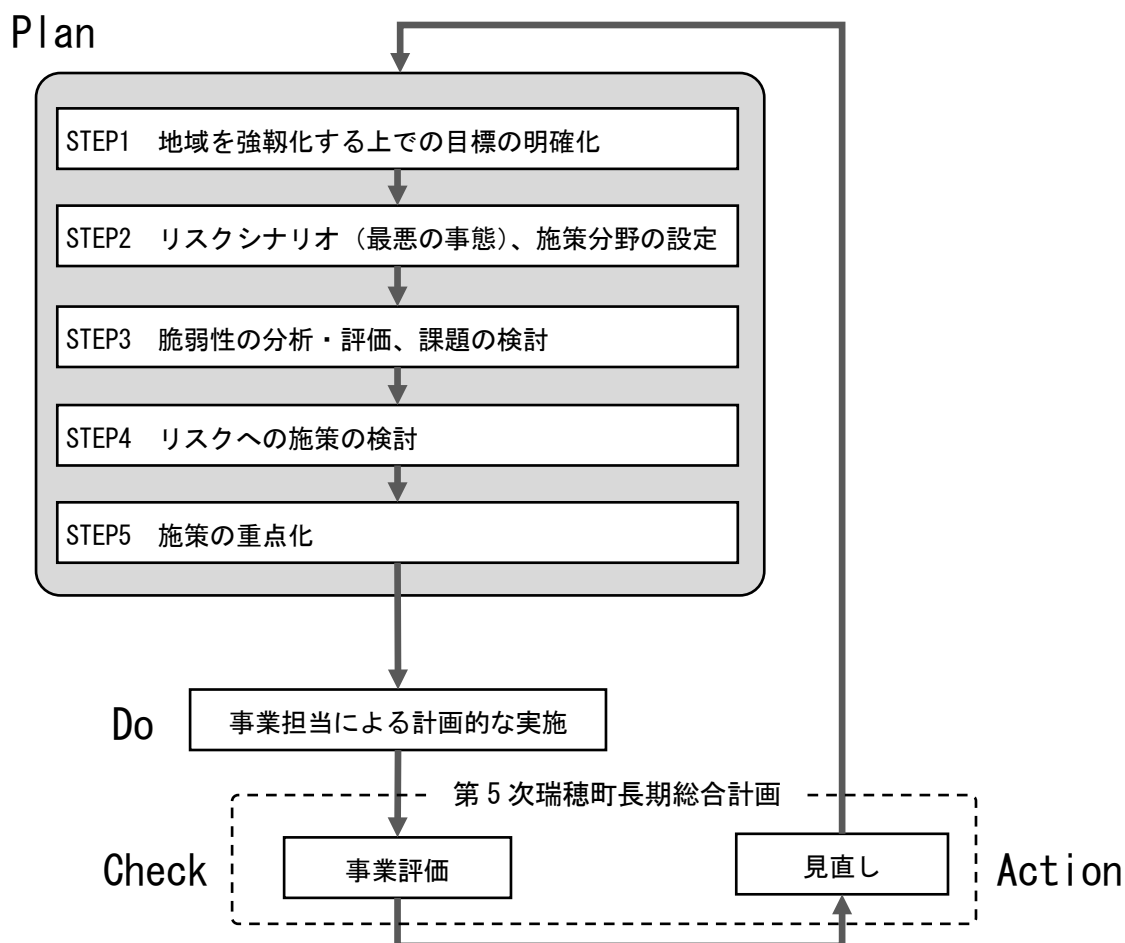
本計画の推進は、各施策および事業を担当する部課を中心として行います。

また、関係する部課、庁議等により、各対応方策および事業の進捗状況、課題等を把握し、連携して推進する体制とします。

また、事業の推進にあたっては、国、東京都、関係機関、民間事業者・団体等と連携して「強靱な地域づくり」に取り組みます。

## 2 進捗管理

本計画は、強靱化施策の実効性を確保するため、第5次瑞穂町長期総合計画に基づく事業評価により施策の進捗管理を行い、社会経済情勢の変化、町の各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCAサイクルによる見直しを適宜行います。



《PDCAサイクルによる進捗管理》

瑞穂町国土強靱化地域計画

【基本計画編】

令和4年3月策定

令和5年3月一部修正

編集・発行 瑞穂町協働推進部安全・安心課

東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地

電話 042-557-7610